

●隣地斜線制限

隣地に存する建物に日当たりの迷惑を掛けないように、隣地に建築される建物に影を作らせづらい状況を作る建築規制を隣地斜線制限といいます。この隣地斜線制限は住居系の用途地域ほど厳しいものとなります。

<適用される用途地域 A >

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域。【敷地境界の立ち上がり部分の高さ制限20m】

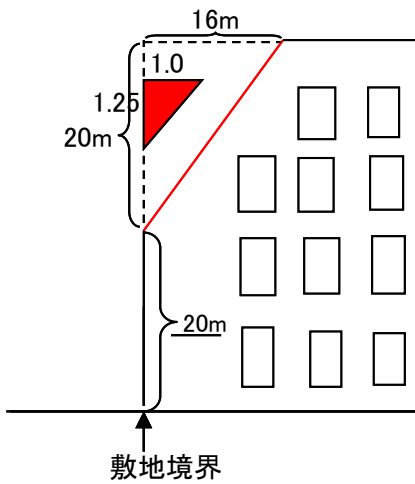
<適用される用途地域 B >

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域。【敷地境界の立ち上がり部分の高さ制限31m】

<適用されない用途地域 >

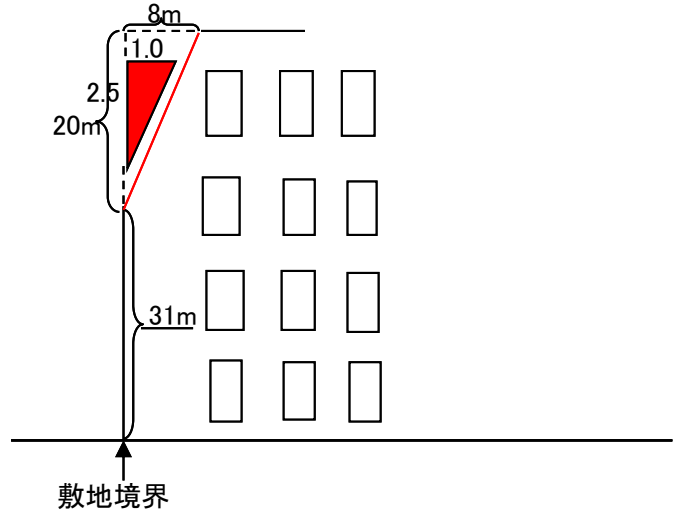
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域。

<適用される用途地域 A >



- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 市街化調整区域

<適用される用途地域 B >



- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

※斜線規制が緩くなれば、その分垂直に近い建物建築が可能となり、その分建物内のデットスペースを少なくすることができます。ちなみに、住居系の用途地域の方がより厳しい隣地斜線制限が課せられています。